

土浦市告示第 5 4 2 号

土浦市公共施設等再編・再配置計画推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 土浦市公共施設等再編・再配置計画（次条において「計画」という。）を推進するに当たり必要な事項を検討するため、土浦市公共施設等再編・再配置計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進に必要な事項の検討に関すること。
- (2) 計画の改定の検討に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体の役職員
- (3) 市議会議員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(土浦市公共施設等再編・再配置計画推進本部)

第7条 委員会の適正かつ効率的な運営を補佐するため、委員会に土浦市公共施設等再編・再配置計画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

- 2 推進本部は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は総務部を担任する副市長を、副幹事長は他の副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、副幹事長のうち他の副市長がその職務を代理する。
- 6 推進本部の会議は、幹事長が招集する。
- 7 幹事長は、推進本部の会議の議長となる。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び推進本部の庶務は、総務部財産管理課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会及び推進本部の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

(最初の会議)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員会の最初の会議は市長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条に規定する委員会の所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

別表（第 7 条関係）

市長公室長	総務部長	市民生活部長	保健福祉部長	こども未来部長
産業経済部長	都市政策部長	建設部長	教育部長	消防長
議会事務局長	政策企画課長	財政課長	財産管理課長	